

令和7年度 定住促進住宅入居者募集 入居申込案内書



先着順受付

募集概要

定住促進住宅の入居者募集は、現在空き家が発生している住宅及び今後空き家が発生した場合に入居していただく方を募集し、先着順に受付・入居決定をし、入居をしていただくものです。

なお、空き家戸数に達した後の申込みをした方は、空き家待機者として受付を行い先着順に順位を定め、空き家が発生した都度待機順位に従って入居をしていただくもので、いわゆる「**空き家待ち**」となります。

したがって、**入居できるまでに相当期間がかかる場合もあります**ので、あらかじめご承知おきください。

- 申込資格の有無等は、すべての書類を提出していただいたから最終的に判断します。
ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いため、最終的な判定ができません。後日、書類を提出された際に、相談時と判定が異なる場合もあります。
- 定住促進住宅に申込みするためには、いろいろな資格に適合することが必要となりますので、この「入居申込案内書」を最後までよくお読みになったうえでお申込みください。

申込用紙配布及び申込受付期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

配布・受付時間は午前8時30分～午後5時15分

※ 土曜日・日曜日・祝日・休日は配布・受付しません

用紙配布及び受付場所

新城市役所	都市計画課
鳳来総合支所	地域課
作手総合支所	地域課

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ受付場所へ申込者本人もしくは同居しようとする家族が直接持参してください。郵送での受付はできません。

書類審査の結果、適格と認められたときは申込書等の受付を行ないます。

募集する住宅

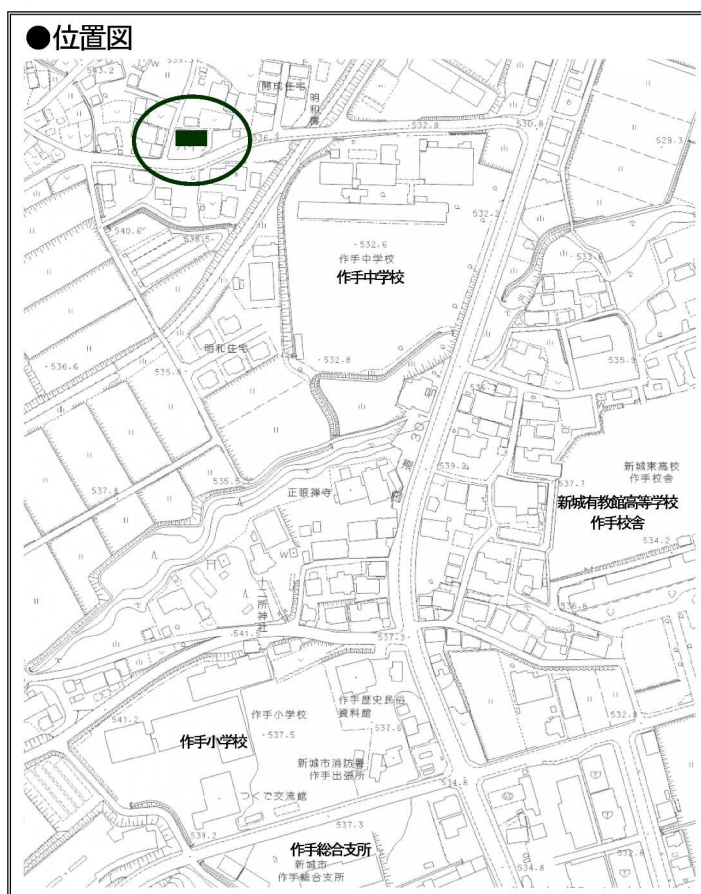
今回募集する住宅は、下記のとおりです。

この募集住宅は、既設住宅であり建設後年数も経過していることから、壁等の汚れなどがあり、修繕できかねるところがありますのでご了承ください。

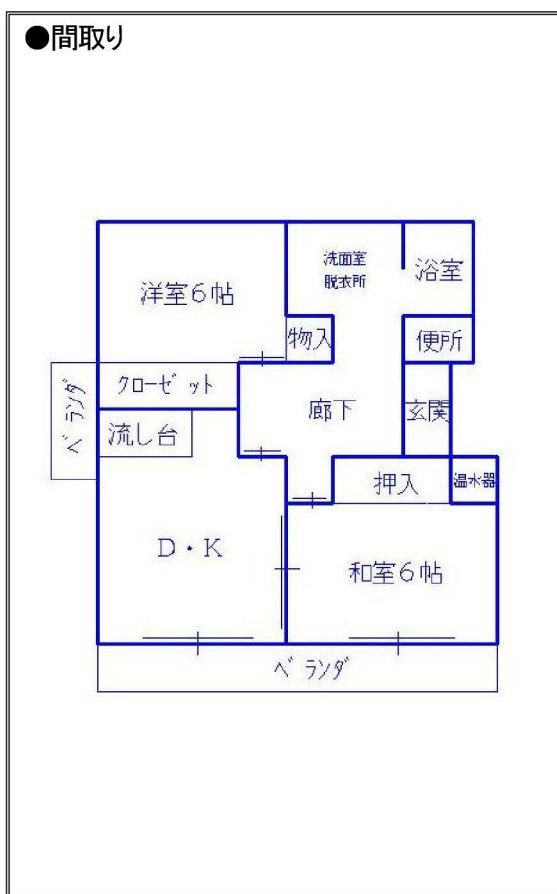
住宅名	所在地	建築 年度	管理 戸数	構造	家賃 (月額/円)	最寄の 交通機関	駐車場
そうやはいっ 草谷ハイツ	作手高里 字下屋敷 28-1	H6	4	鉄骨造 2階建	17,000	市営バス 川尻	1戸2台

草谷ハイツ

●位置図



●間取り



申込資格

以下の①～⑤の条件をいずれも満たす方が申込みできます。

① 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県新城警察署に照会することがあります。

② 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む。)があること又は単身者(婚姻の届出をしていない方をいう。)であること。

- ① 親族とは、民法上の親族を意味します。
- ② 単身で申込みされる場合は、**日常生活に支障のない程度に健常であること**、又は介護が必要であって**常時介護を受けることができる方**は申込みできます。ただし、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難な方は、申込みできません。
- ③ 内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、かつ戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことを確認できる場合です。(「同居人」の場合は申込みできません。)
- ④ 離婚調停中(裁判所の事件証明書等が必要)などの理由がない限り、**夫婦を分割して申し込むことはできません。**
- ⑤ 配偶者から暴力を受けている被害者世帯(戸籍上、夫婦でも可)。
- ⑥ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例: 兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く。)での申込み
例: 他の人に扶養義務のある親族と同居する申込み
例: 祖父母と扶養関係のない孫との申込み

例: おじ、甥、いとこ等との申込み
例: 友人・知人同士での申込み

- ⑦ 出生や死亡の場合、その他特別な事由を除き、申込後の**同居親族の変更や婚約者の変更があった場合は申込みを無効とします。**
- ⑧ 入居可能日から**30日以内に、申込記載の家族全員が入居できる方でない**と**申込できません。**
なお、婚約により申込みされた方は、入居可能日から30日以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、入居可能日から3か月以内には、申込家族全員が入居してください。(入居後、世帯全員が転入等の届出をしたうえで住民票の写しを提出していただきます。婚約者の方は、婚姻手続き終了後の住民票の写しを提出してください。)

③ 住宅退去後引き続き市内に在住を希望する方。

④ 現に市税を滞納していない方。

滞納がある場合は申込みできません。

⑤ 日本の国籍を有する方。

日本国籍を有しない方については、出入国管理及び難民認定法その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している方に限ります。

入居期間

入居の日から**最長5年**です。

申込方法

- ① 申込みは、**令和7年度中1世帯1回**とします。
- ② 申込書に**必要事項を記入し、必要書類を添付**のうえ、**受付場所に直接持参してください**。申込みは、間違いを生じないためにも、**申込者本人もしくは同居しようとする家族が受付場所におこしください**。郵送での受付はできません。

申込みに必要な書類

① 定住促進住宅入居申込書

階数・部屋番号等の指定をすることはできません。

② 世帯全員の住民票の写し

世帯主・続柄・筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のものを提出してください。

- 住民票を申請される際は、必ず「**省略されていないもの**」と申請してください。
- 婚約者の方や、内縁関係にある方についても同様に提出してください。
- 外国人の方にあつては、「**外国人登録証明書**」の写しと「**登録原票記載事項証明書**」を提出してください。

③ 市町村民税の納税証明書等

市町村税の納税状況を確認します。市区町村の税務担当課で発行される**納税証明書又は滞納のない証明書**を提出してください。

滞納がある場合は申込みできません。

④ その他

婚約中の方は下記の書類

- **婚約証明書**(定住促進住宅入居申込書にあります。)
 - **婚約入居の誓約書**(別途受付場所で配布)
- 戸籍謄本が必要となる場合
- 両親が死亡し、**兄弟姉妹**で申込みする方
 - **母子世帯・父子世帯**で申込みする方
 - **内縁関係等**で申込みする方
 - **別居中の親(子)世帯等**と同居する申込みの方
 - **単身**で申込みする方

その他の必要書類

- 別居中の親(子)世帯等と同居する申込みの方は、**同居入居の誓約書**(別途受付場所で配布)
- 離婚調停中の方は、**裁判所発行の事件証明書等**
- 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、**愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書の写し**、県内市町村のパートナーシップ制度等利用者は、**県内市町村が発行するパートナーシップ宣誓書受領書等の写しと、ファミリーシップ宣誓制度等の利用による誓約書**
- 配偶者から暴力を受けている母子世帯の方は**愛知県女性相談センター長**、又は**愛知県内の母子生活支援施設長の証明、地方裁判所の保護命令(接近禁止、住居からの退去)発効通知**

注1: 証明書類等は、発行より3か月以内ものを提出してください。

注2: 提出書類に不足がありますと、受付することができない場合がありますので、必ず全ての必要書類を添付してお申込みください。

注3: 書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を提出していただきますのでご承知おきください。

入居決定

●入居される住宅は、空き家のできる都度、待機者順位の早い方から入居決定します。

なお階数・部屋番号等の指定をすることはできません。

- ① 入居決定時に、住宅の室内をみることができます。
- ② この決定を承諾される方は、敷金(家賃の3か月分)の納付及び定住促進住宅賃貸借契約書の作成をお願いします。
なお、敷金は原則として退去後にお返しいたします。
- ③ 定住促進住宅賃貸借契約に際して、連帯保証人は不要ですが下記条件に該当する2名の緊急連絡先が必要になります。
 - ・1人は同居する者以外の親族。
 - ・上記の者と同一世帯でないこと。
- ④ 申込後に住所や連絡先を変更された方、又は辞退される方はご連絡ください。

資格喪失

●次の方は、受付後であっても入居の資格を失います。

- ① 受付後、重複申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方。(この場合、今後の受付は一切いたしません。)
- ② 住所・連絡場所の変更があっても連絡のなかった方。
- ③ 指定された期日までに、敷金の納付をされない方。
- ④ 入居指定日から30日以内に申込家族全員が入居できない方。
なお、婚約により申込みされた方は、入居指定日から30日以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、入居可能日から3か月以内には申込家族全員が入居してください。(入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。婚約者の方は、婚姻手続き終了後の住民票の写しを提出してください。)
- ⑤ コミュニケーションを取れないことが明らかな世帯。
- ⑥ 申込者及び同居者が暴力団または関係者と判明した方。

入居に際して

■共益費等

●定住促進住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要となります。

- ① 水道・電気・ガス等の使用料
- ② 入居中に破損及び汚損した箇所の修繕費用
- ③ 畳表の取替・襖の張替等の退去修繕費用
- ④ 共益費
 - ・共同施設の電気、ガス、水道・下水道使用料等
 - ・その他共同施設・共同附帯設備を使用するための費用

■注意事項

- ① 毎月の家賃は必ず納期限(その月の月末)までに納付してください。
家賃を3か月以上滞納されますと、住宅の明渡しを請求する場合がありますので、必ず納期限までに納めてください。
- ② 犬・猫などのペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることとなりますので、飼育は固くお断りしております。(盲導犬等は除きます。)
- ③ 秩序ある住みよい団地を作り、明るく楽しい近隣生活を営んでいただくため、行政区(組)の付き合いをしてください。(組長その他の役が順番にまわってきます。)

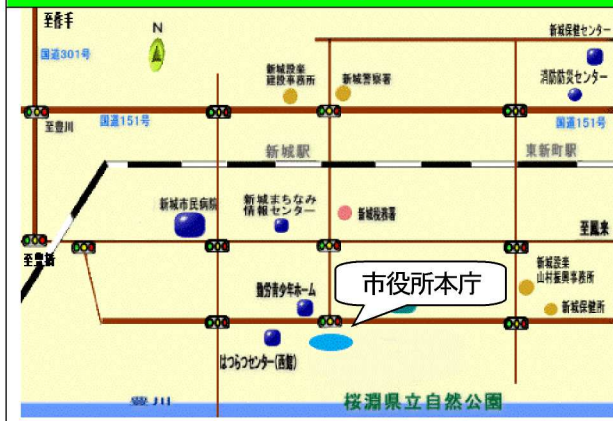
お問い合わせ及び用紙配布・受付場所

新城市役所 都市計画課

(本庁舎2階)

〒441-1392 新城市字東入船115

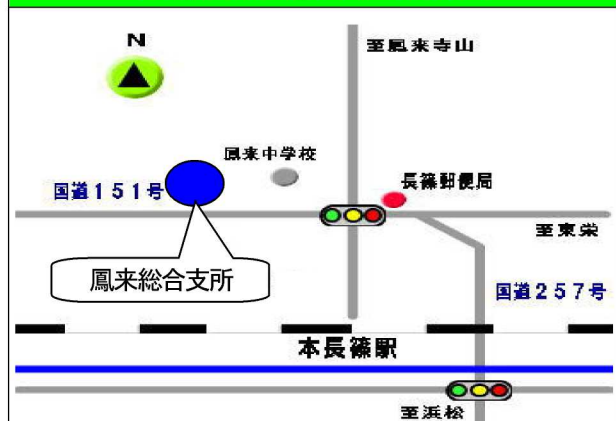
☎<0536>23-7640



鳳来総合支所 地域課

〒441-1692 新城市長篠字仲野16-11

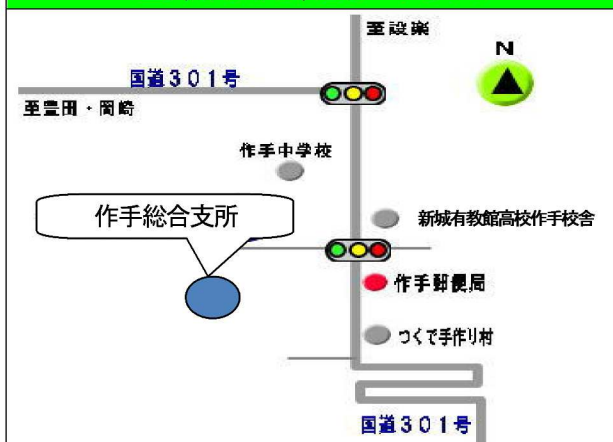
☎<0536>22-9934



作手総合支所 地域課

〒441-1492 新城市作手高里字縄手上60

☎<0536>25-7877



この申込案内書は、新城市のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.city.shinshiro.lg.jp>